随意契約結果（業務委託）

様式13

No.	案　件　名　称	委託種目	契約の相手方	契約金額 （税込）	契約日	根拠法令	随意契約理由 （随意契約理由番号）	WTO
1	大阪市中央区役所におけるデジタルワークスタイルに対応した執務室整備及び国産木材を活用した庁舎整備業務委託	200：その他	株式会社イトーキ	¥94,208,466	令和8年8月7日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G5	ー

01

様式 14

随意契約理由書

１．　案件名称

大阪市中央区役所におけるデジタルワークスタイルに対応した執務室整備及び国産木材を活用した庁舎整備業務委託

２．　契約の相手方

株式会社イトーキ

３．　随意契約理由

本業務は、「５階総務課・魅力推進課・市民協働課の執務室内及び市民利用スペース」「４階福祉課の執務室内及び市民利用スペース」「６階会議室（601．602．603 会議室)」において、デジタルワークスタイルに対応した職場環境の構築を目的としたＩＣＴ化及び木材の魅力を生かした木質化・美装化を行うにあたって、デジタル関連・建築・デザインに関する高度な知識・技術や創造性、構想力、ノウハウや応用力が要求される業務であるため競争入札に適しないこと、また公募型プロポーザルの導入により、行政にはない専門性・独創性のある事業提案が得られ、効率的により高い事業効果が得られることが期待されるため、公募型プロポーザル方式により契約相手方を決定することとした。

学識経験者等の意見を聴取する選定会議において意見を聴取した結果、株式会社イトーキの評価点が最も高く、契約相手方として最適であるとのことであったため、その意見を踏まえ、株式会社イトーキと地方自治法施行令 第 167 条の２第１項第２号の規定により随意契約を締結した。

４．　根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の２第１項第２号

５．　担当部署

中央区役所総務課

（電話番号：０６－６２６７－９６２５）